

番号法第16条に係る本人確認のための書類一覧表

区分	書類の名称	身元確認の可否
区分①	個人番号カード	1点で可
区分②	<p>番号法施行規則第1条第1項第2号に明記されている書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。) ・旅券 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳(写真の貼付のないものを除く。) ・療育手帳 ・在留カード(写真の貼付のないものを除く。) ・特別永住者証明書(写真の貼付のないものを除く。) 	1点で可
区分③	<p>【官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真付き住民基本台帳カード ・国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ・公立学校(独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。)が発行した写真付きの学生証 ・一時庇護許可書(写真の貼付のないものを除く。)* ・仮滞在許可書(写真の貼付のないものを除く。)* 	1点で可
区分④のイ	<p>番号法施行規則第1条第1項第3号に明記されている書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証等(国保、健保、船員、後期高齢、介護、日雇特例、共済、私学共済等) ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 	
区分④のイ	<p>【官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金証書(国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済) ・恩給の証書 ・写真なし住民基本台帳カード ・申請書等に押印した印鑑にかかる印鑑登録証明書 ・生活保護受給証 ・福祉医療費受給者証(ひとり親・身体障害者等) ・国民健康保険高齢受給者証 ・国民健康保険標準負担額減額認定証 ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ・国民健康保険限度額適用認定証 ・国民健康保険特定疾病療養受療証 ・下関市国民健康保険はりきゆう事業利用者証 ・特定疾患医療受給者証 ・矯正施設に収容等されていることを証する書面(郵送請求に限る。) ・区分②に掲げる書類のうち写真の貼付のないもの ・介護保険資格者証 ・介護保険受給資格証明書 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証 ・介護保険特定負担限度額認定証 ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証 ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・自立支援医療受給者証(育成医療・更生医療・精神通院) ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ・子どものための教育・保育給付支給認定証 	区分④イ 又は区分④イの内から2点で可

※上記書類について有効期限のあるものについては有効期限内のものとする。

※この一覧表は、必要に応じて今後、追加・削除を行う。